

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第393回

令和3年2月15日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第393回 議事録

1. 日時

令和3年2月15日(月) 13:30～14:50

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

市村 知也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

古作 泰雄 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

中川 淳 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

津金 秀樹 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

河本 彰誠 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

藤原 慶子 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

鈴木 一寿 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原燃株式会社

小田 英紀 再処理事業部副事業部長(設工認総括、新基準設計)

大久保 哲朗 再処理事業部副事業部長(設工認総括補佐)

松岡 真吾 再処理事業部 再処理工場 技術部 部長(設工認)

藤野 卓 再処理事業部 再処理工場 技術部 課長

山地 克和 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課長

大橋 誠和 再処理事業部 新基準設計部 火災・溢水グループ 課長

石原 紀之 燃料製造事業部 燃料製造建設所 許認可業務課 副長

渕野 悟志 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長

越智 英治	再処理・MOX燃料加工安全設計総括
高橋 康夫	再処理事業部 副部長（設工認）
田中 聡	再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長
佐藤 直道	再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 副長
清水 一治	再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 副長
高松 伸一	燃料製造事業部副事業部長（新規制基準）
谷口 敦	燃料製造事業部 副部長（設工認）
溝部 日出夫	再処理事業部 副事業部長（新検査制度、システム開発）
酒井 智之	再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課 副長
早海 賢	再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課長
出町 孝徳	濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部 部長
大石 英希	埋設事業部 埋設計画部 計画グループ 副長

4. 議題

- (1) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設、MOX施設、濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請等について
- (2) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮・埋設事業所加工施設、廃棄物埋設施設の保安規定の変更認可申請について

5. 配付資料

資料1 設工認申請に係る対応状況

資料2 新規制基準、線量告示の一部改正に伴う保安規定変更認可申請について

6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻になりましたので、第393回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は二つありまして、一つ目は、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設、MOX施設、濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請について、二つ目は、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮・埋設事業所加工施設、廃棄物埋設施設の保安規定の変更認可申請についてであります。

本日も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、日本原燃はテレビ会議システムにより参加となっております。

本日の審査会合での注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

本日もテレビ会議システムでの開催ということで、説明者はこれまで同様に名前と資料番号、それからページ数を明確にして、分かりやすい説明に心がけてください。

以上です。

○田中委員 よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題の1に入りたいと思います。

本件につきましては、昨年12月24日に日本原燃より申請手続がなされ、今年1月14日の審査会合で申請の概要説明を受けたところであります。本日は、前回の審査会合などにおいて指摘した事項等を踏まえた事業者の対応状況等について説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、資料の1、説明をお願いします。

○日本原燃株式会社（山地課長） 日本原燃の山地です。

それでは、昨年12月24日に申請しました設工認申請に対する現在の対応状況について御報告いたします。

4ページ目を御覧ください。対応状況ですけれども、3事業に対する全般的な事項に関するグループ①、それから、耐震に関するグループ②、そして、濃縮の個別項目に関するグループ③、それぞれにつきまして、今回の設工認申請に対する補足説明資料を用いての説明を開始したという状況でございます。

6ページ目を御覧ください。このグループ①～グループ③ですけれども、説明を我々のほうで行っていった中で、現在明らかになった課題をこちらにまとめさせていただきました。

まず、グループ①ですけれども、申請対象設備の抽出作業におきまして、各設備に求められる安全機能は何か、それから仕様を明らかにすべきものは何かと、こういったことの方考え方を示して作業をしてまいりましたけれども、実際に抽出作業を行っていきますと、判断基準に曖昧な部分があり、統一の取れた作業が十分にはできなかつた、こういった課題がございます。

次に、基本設計方針の記載内容に関する事項としましては、基本設計方針に記載すべき

事項は何か、また、それを踏まえて、仕様表や添付書類に記載すべき事項は何かと、こういった考え方をしっかり定めるという課題。

もう一つは、基本設計方針などの記載に対して、先行の発電炉との差異を抽出して、必要な事項の補足説明を行うと、こういう必要があるという課題もございます。

次に、7ページ目を御覧ください。グループ②の耐震設計関係につきましては、補足説明資料に記載した内容に不十分な点があるということ、それから今回の申請範囲の整理が不足していると、こういった課題がございます。

次に、グループ③ですけれども、濃縮の個別の事項ですので、グループ①と並行して説明を進めていくということが可能でしたけれども、この説明が十分に進められていないと、こういったことを課題として考えておりますので、今後は優先順位をつけて説明をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、9ページ目を御覧ください。こちらは設工認申請対象の設備選定に係る対応状況となります。

申請対象設備の選定におきましては、安全機能を発揮するために必要な機器を漏れなく抽出して、その安全機能を踏まえた設計条件ですとか仕様を明らかにするという必要がございます。

また、この仕様に対しましては、施工時の現物と設計との合致性を確認することと、さらに運用段階におきましては、その機器の機能を維持していくといったことが重要となっております。

その上で、事業変更許可申請書に示した設備ですとか、技術基準適合に必要な設備を網羅的に申請するということとなりますので、統一した考え方で分類作業を行えるように判断基準を設定しておりましたけれども、結果的にこの判断基準の統一の徹底までには至っておりませんでした。

また、これまで具体的な説明が不足しておりましたので、こちらの資料の11ページ以降にありますような、具体的なエビデンス類を活用しながら、改めて考え方を説明してまいります。

これらの作業につきましては、2月～3月にかけて行っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、18ページになります。設工認申請書の基本設計方針につきましては、技術基準要求を満たすための基本的な設計の考え方をまとめましたが、この作業では、事業変

更許可申請書と整合することの確認を行いますけれども、事業変更許可申請書の本文では、設計の基本的な考え方だけでなく、機能ですとか性能に係る仕様についての具体的な記載も含まれておりますので、この点を踏まえまして、基本設計方針で記載すべき事項、それから仕様表や添付書類で記載すべき事項の考え方を整理いたしました。

具体的に申しますと、例えば基本設計方針ですと、設備で担保すべき機能・性能に関する基本的な要求事項を記載すること、こういったような具体的な整理を行いまして、この考え方を作成要領の中にしっかりと反映していきたいというふうに考えております。

これらの作業につきましては、3月の中旬頃までに行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。失礼いたしました、21ページを御覧ください。こちらは補足説明資料の作成に当たっての考え方の整理を行いました。事業変更許可の情報に基づいた詳細設計の実施に当たりましては、その根拠や前提となる条件の設定に保守性や適切性があるかということを示すことが重要な場合がありますので、補足説明資料の作成におきましては、こういった観点から資料を作成し、設計の妥当性を示していきたいと考えております。

また、先行の発電炉と基本設計方針などの記載内容を比較する場合におきましては、技術基準の適合性の説明に必要な項目に着目して、発電炉との差異を抽出して、これに対する補足が必要な事項を明確にしたいというふうに考えております。

これらの対応につきましては、2月中には外部衝撃の一部の条文を例にしまして整理結果をお示しし、これ以降、順次他の条文に展開してまいりたいと考えております。

続きまして、22ページを御覧ください。設工認の分割申請ですが、特に再処理におきましては、1回～3回までの分割、さらに炉規法第45条の1項、2項の申請ですとか、共用の分割を考慮して、合計で8本の申請単位となるということをお説明してまいりましたけれども、この場合におきましても、初回の申請から最終申請までの設計に対しては一貫性を持たせることが重要となりますので、申請書ごとの技術基準適合の説明では、基本設計方針、仕様表、添付書類と、こういったもののひもづけを行いまして、何が申請の対象となるかというところを明確にしてまいります。

また、基本設計方針の個々の記載内容が施設全体に対するものなのか、もしくは個別の申請対象に関わるものなのかと、この関係性を明らかにしてまいります。また、添付書類につきましても、計算や評価に係る全体像を示した上で、何が今回の申請対象となるのか

といったところを明らかにしてまいります。

続きまして、23ページを御覧ください。こちらからは再処理施設の分割申請の考え方を整理いたしました。

まず、第1回申請につきましては、初回申請となりますので、申請書の形式や技術基準の共通条文への対応方針を説明していくこととしまして、申請範囲をコンパクトなものいたしました。

また、今回の申請対象設備に関する火災、耐震、外部衝撃などの共通方針ですとか、耐震、外部衝撃に対する評価結果も申請をいたしました。

24ページを御覧ください。次回以降の申請につきましては、第2回申請で申請書が5本、それから、第3回申請で申請書を2本に分割するというのを御説明してまいりましたけれども、この資料ではその具体的な考え方を整理いたしました。

まず、1項変更申請につきましては一部しゅん工している範囲、2項変更申請は未しゅん工の範囲に対する申請となりますけれども、一般冷却水系ですとか一般蒸気系のUTT設備などでは、同一系統の中にしゅん工している範囲と、それから検査中の範囲が混在しているという形になっております。このような系統につきましては、過去に認可いただいた設工認申請書の系統説明図の中で1項、2項のそれぞれの範囲が明確になっておりますので、従来どおり、この区分に従った申請を行ってまいります。

また、申請開示の検討におきましては、今後の工事工程や申請の優先順位を考えて決定しておりますけれども、現在、この申請対象設備に対する技術基準との関係を考慮した場合の説明性の確認を行っております。まとも次第、御説明をさせていただきます。

続きまして、26ページを御覧ください。第2回申請での申請本数5本、これに対する具体的な内容ですけれども、再処理施設の全体工程を踏まえまして、優先して申請する設備のうち、1項申請をここで言う2-1、それから2項申請を2-2としておりますけれども、ここでは重大事故等対処設備を設置する主要6建屋とその設備、それからガラス熔融炉の検査に係る設備、MOXと共用する洞道などを申請することとしております。

また、2-1、2-2のうち、廃棄物管理施設のしゅん工に関連する設備につきましては、2-1、2-2とは別に申請をしたいというふうに考えております。

さらに、再処理施設の固体廃棄物の廃棄施設の一部につきましては、廃棄物管理施設の共用を考えておりますので、今後、事業変更許可申請を行い、許可をいただいた後に設工認申請を行ってまいりたいというふうに考えております。

27ページを御覧ください。第3回申請につきましては、火災防護設備、溢水防護設備、それから、これらの評価結果をまとめて申請をしたいというふうに考えております。

第1回～第3回の分割申請の考え方は以上のとおりになりますけれども、冒頭で申し上げたとおり、課題につきましては、現時点で完了はしておりませんが、2月中には整理の具体的な考え方、それから第1回申請に対する整理結果をお示ししたいというふうに考えております。第2回以降につきましても、第1回の整理結果を踏まえまして、順次展開をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、28ページを御覧ください。こちらがMOX燃料加工施設になります。

MOX燃料加工施設につきましては、第1回～第4回までの分割の中で、既認可の設備に対する2項変更申請と新規に申請を行う1項申請を行う予定でありますけれども、第1回につきましては、再処理と同様に、申請書の形式や技術基準の共通条文への対応方針等を説明するために申請内容をコンパクトなものとするということで、燃料加工建屋を申請いたしました。

第2回申請につきましても、今後の建設工事の工程を考慮しまして、再処理と共用する洞道ですとか、地下3階に設置するMOXを貯蔵するグローブボックスなどの設備に対する2項変更申請と、それから地下階への機器の先入れ等を考慮した設備の申請ですとか、火災防護設備、それから設計基準対象施設と兼用する重大事故等対処施設などに対する1項申請を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、29ページを御覧ください。第3回、第4回の申請におきましても、設計進捗、それから建設工事を考慮した申請を行ってまいります。

また、再処理を共用する混合酸化物貯蔵容器、それから重大事故等対処設備につきましては、第4回で申請をしたいというふうに考えております。

今後の対応ですけれども、先ほど御説明した再処理と同様に、現時点では課題の対応が完了しておりませんので、2月中の考え方の整理、それから第1回申請に対する整理結果の説明、また、第2回以降につきましては、第1回の結果を踏まえまして、順次展開してまいりたいというふうに考えております。

30ページを御覧ください。ウラン濃縮につきましては、今回は5分割のうちの4回目の申請となりますけれども、今回は先行して更新工事などを行う必要のある機器を主体に申請を行ったところでございます。

続きまして、32ページを御覧ください。グループ③の補足説明状況ですけれども、本年

1月の補足説明以降、5回の説明を行ってまいりました。

内容としましては、申請の全体計画の中での今回の申請範囲の御説明ですとか、申請対象設備に対する技術基準への適合性に関する御説明を行っております。

今後のスケジュールとしましては、3月中旬頃までに技術基準への適合性に関する一通りの説明を終えたいというふうに考えております。

34ページを御覧ください。冒頭でも御説明したところでございますけれども、濃縮につきましては、グループ①の全般事項での整理をしております。基本設計方針の考え方の整理も関係しておりますけれども、グループ①と並行で濃縮固有の技術基準への適合に係る説明は可能となりますので、これは先行して説明を行っていくべきところでした。今後におきましては、新規制基準適合のための新たに生じる安全対策の優先順位を考慮しまして、順次説明を行っていきたいというふうに考えております。

御説明は以上です。

○田中委員 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

○中川チーム員 規制庁、中川です。

資料の22ページ、分割申請計画について確認したいと思います。それで、前回の会合でも指摘をしたんですけれども、全ての申請対象設備を対象に、申請書の数を単位として計画をしたものを速やかに提示することという指摘をしたかと思えます。それで、今回の22ページの部分を見ますと、取りあえず申請書ごとに計画を策定するという事は示されてはいますが、例えば23ページ以降を見ても、何となく概要的な記載となっていて、全ての設備を対象として網羅的にその検討が進められるのかどうかというところがちょっと不明確なんです。ここら辺の、今後、再処理で言えば、27ページのほうに2月中以降に随時提示するというふうになっているんですが、もう少し網羅的な設備の抽出を対象という観点含めて、その進捗について見通し等を説明してください。

○日本原燃株式会社（山地課長） 日本原燃の山地です。

現状、今、どういうことをやっているかというところでございますけれども、一旦、まず我々のほうで2回の中の、第2回の1、それから2-2というところは何かというところをまず整理をいたしておりました。それから、その中で共用に関する範囲というところを2-3、それから2-4というふうに分けたところでございますけれども、現在、2-3、2-4に振り分

ける中の詳細な機器レベルで、詳細に2-3、2-4がどういったものが申請なされて、それが今後の審査いただくに当たって、技術基準適合の、要は説明性がちゃんとあるのかというところの確認を行っているところでございます。早急に中身を出さなきゃいけないというところがあるのに対しまして、今回の審査会合資料でも概略だけを示しているという状況になっておりますけれども、先ほどお話ししたとおり、2月中には、まず考え方をしっかりお示しをしたいというふうに考えているところでございます。

○中川チーム員 規制庁、中川です。

引き続き検討かというふうに考えますけれど、設備の抽出のみならず、各申請書相互のどういう関係にあるのか、こういうことも含めて、全体計画について速やかに提示するよう引き続き求めたいと思います。

それから、さらにこの22ページの資料で言う、一番下のほうに基本設計方針ということで、これも明確に今後していきますということが記載されておりますけれど、各申請内容に対する対象条文、これへの適合性を示すという観点で、関係する記載の範囲の考え方が具体的に示されていないというところもあって、これについても考え方を整理するようしていただきたいと思います。

○日本原燃株式会社（石原副長） 日本原燃、石原でございます。

今御指摘の点、今整理を、大変遅くなって申し訳ありませんが、進めております。申請対象設備に対する適合性の説明をするための条文と、それに関係する基本設計方針の範囲であったり、あとは添付書類とのひもづけ、そういったものを申請書単位で整理をした上でお示しをしたいというふうに考えてございます。

○中川チーム員 規制庁、中川です。

そこは引き続きよろしくお願ひします。ここら辺、申請の範囲とか計画とか根本的などころですので、そういった意味で速やかにというところも言っていたところもありまして、そこはそういうことも踏まえて検討していただきたいと思います。

以上です。

○田中委員 あと、ありますか。

○河本チーム員 規制庁、河本です。

重複するところがございますが、3事業共通の指摘ということで当方から述べさせていただきます。

設備の選定のことについてです。本日の資料で言いますと、9ページからのところでご

ざいます。先ほども説明があり、QAの中でも一部触れられてはおりましたが、昨年6月24日の委員会ペーパーに対する事業者における設備の抽出はいまだ進んでおりません。当然ながら完了しておりません。また、設備抽出に限らず、これまでの審査会合やヒアリングなどで指摘していた各申請での審査対象範囲の整理、論点ごとの根拠の提示を含めた整理等について、現時点では審査に必要な説明資料が十分に提出されておられません。このため、本来であれば申請書で審査内容を確認できるはずなのですが、記載内容や説明資料も十分でなく、個々の論点に対する議論等ができていない状況でありますので、速やかに全体の計画を整理し、資料の提出日、あとはヒアリングにおける具体的な説明予定内容について速やかに整理して提示するようにしてください。

取りあえず以上です。

○日本原燃株式会社（松岡部長） 日本原燃、松岡です。

ただいま指摘あった点、指摘そのものは今、一番最初にありました抽出にかかわらず、論点等含めて全体的な指摘と捉えています。6月24日の文書で言いますと、一番最初に設工認申請対象施設の明確化ということで、こちら文書で頂きまして、我々のほうもこれまでの会合であり、ヒアリングの中で我々の考え方を示しながら対象設備の明確化を図っておりましたが、資料にございますとおり、判断基準、我々としてこういった設備の対象であり、その分類をといたところを社内的に判定基準は定めて明確化してはございますが、その中にちょっと判断基準の統一をし切れてなかったようなところもございまして、こういった点含めまして、今後しっかりスケジュールを組んで御説明をきちんと差し上げたいと思っております。ほかのものについても同様ですので、引き続き説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○河本チーム員 規制庁、河本です。

説明は承知いたしました。ただ、回答ぶりも、この申請がなされる随分前から同じようなことを繰り返しているという状況ですので、まずは予定を示し、何をどうするかということ速やかに提示してください。

以上です。

○日本原燃株式会社（松岡部長） 日本原燃、松岡です。

承知いたしました。

○田中委員 あと、ありますか。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今の点を少し、ポイントを明確にしておきたいなと思っていまして、今、話のあったのは、中川も含めてですけども、全体計画を整理して分割、どの申請で何を審査することになるのか、それぞれの関係性はちゃんと整理できるのかといったようなことなり、設備抽出についても全体の申請の中でどういう設備が手続対象であり、そのうちのどこが第1回なのか第2回なのかというようなことでの整理ということで大きく整理をしなきゃいけない事項でありますけども、一方で、1月の審査会合でもお話のあったように、論点となるところというのを明確にして、それについて技術的に妥当性を示していただくということも必要だと思ってます。これまでヒアリングを幾つかはやらせていただいて、大きくはグループ①②③と分けられてというところで、主にグループ②のほうで耐震についての論点というのを1月の審査会合でも少し論点提示があり、我々からも不足部分というのを指摘させていただいて、それについて幾つかの補足説明資料が出てきているという状況です。今日の資料だと7ページには、そのグループ②については次回の会合で内容を説明したいということで記載されていますけれども、耐震以外も論点があって、まだ十分論点として明確になっていないのではないかと、抽出が足りないのではないかとと思われるようなところもありますので、そういったところを早く議論ができるようにということだと思います。その点では、順次資料提示していきますということで、今日あった課題についても2月中に何とか提示をして展開していきたいということでお話がありましたけれども、その補足説明資料内の提示の中で、その論点というのを早く潰し込む必要があるというふうに思っています。全体での整理というのとその論点、それぞれの対応というのは、本当であれば全体の整理は申請時についていて論点に入りたかったというところではあるんですけども、現状がこういう状況ですので全体をやっていただく必要があるということですが、論点のほうも、それを待ってからじゃないとできないということでもないもので、それぞれやれることをしっかりやっていくということかなと思っているんですけども、その辺り、原燃での準備状況、整理状況というのをお聞かせください。

○日本原燃株式会社（石原副長） 日本原燃、石原でございます。

今御指摘ありましたとおり、個々個別の論点整理と全体の申請書の構成であったり、申請対象範囲との関係というのは、本来であれば全体が決まった上でそれに対応するという形ではあるんですが、今、個々個別に論点整理として論点の抽出ということが出来るものは内部衝撃であったり、あと火災防護であったり、お出しをして、申請書の中で今回の1

回の申請対象設備、MOXであれば燃料加工建屋、再処理であれば冷却塔というものと関係するものという明らかなものについては個別で発電炉の比較等を行いながら論点整理、論点の抽出というのはやってございます。その整理の結果が出たものから順次お出ししたいと思っておりますが、そういう意味で、今週ですか、ヒアリングをさせていただきたいと思っていたのが、発電炉と比較の仕方、これはやはり今まで結構、全体に対しての比較の仕方をしてきたやり方があんまりよくなくて、その辺、論点を抽出するということを目的にちゃんと考えた上で、意味のある比較をして論点抽出をするというやり方の整理も並行してやらせていただいた上で、意味のある論点整理をして、個々で抽出されたものは議論を並行してやらせていただくということで作業を進めていきたいというふうに考えてございます。そういう意味では、先ほどの全体の枠と一緒に、2月中には個々の論点の抽出という作業もやらせていただいた上で、全体と個別のやつは並行してヒアリングをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

説明は分かりました。現状、今週もヒアリングが予定されていて、火災防護ですとか、先ほども外部事象から順々にというような話があって、竜巻だとかといったところの補足説明資料がようやく概ね提出いただいたという状況ですので、提出いただいたものから順次その論点の確認というのを進めさせていただければと思っておりますし、そこで確認のできたものを審査会合で議論するというので、それぞれ進めていく形を明確にしていきたいなと思っております。今申し上げたのは資料提示いただいたんですけど、それ以外にまだ論点になりそうなところが、提示いただけてないものもありますので、そういったところをしっかりと進めていただいて、全体としての審査のスケジュールというのを明確にしていっていただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○日本原燃株式会社（石原副長） 日本原燃、石原でございます。

今御指摘の点を踏まえ、対応させていただきます。

○田中委員 あと、ありますか。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけれども。

今、大体、基本的なところは言ってきたんだと思うんですけど、この問題は申請対象とか全体計画をしっかりとしなさいというところと、それから個別の具体的な論点のところの話という、大きく二つがあると思うんですけど、個別の具体的な論点については少しずつ

何か会話が進みつつあるのかなと思っている反面、申請対象設備とか全体計画というほうは、相当時間をこれまでかけてきて、さらに申請から2か月がたっても、なかなか思うように進まないんじゃないかなというふうに思っています。並行してそれはやればいいんですけども、今日も説明があったように、いろいろな課題とか、そういう、それを2月に何とかとかいう話がされつつあって、説明的には何となく聞こえはよく聞こえるんですけど、これまでこの課題とかに対して、今日あんまり説明なかったんですけど、まず抱えている課題というのをきちっと捉えることが重要だということが、これまでその課題がしっかり捉え切れてなかったのかなということ、今、課題がようやく上がってきたんだとすれば、この課題の解決の具体策というのが本当にちゃんとしているのかというのが我々にはちょっといま一つ見えていないところであります。さらに、電力の支援も相当入っているにもかかわらず、この解決の具体的な策とその電力の支援というところの両面がちゃんとうまくかみ合わないといけないんだろうとも思っているんですけど、この辺が機能しているようにも見えてないので、そういった、要するに今日課題の説明はありましたけど、2月中に何とかしますという、また解決の、何というんですか、回答もこのぐらいと言うんですけども、途中の解決の具体策みたいなのは、説明しろということではないんですけど、これはしっかりできている中で見込みが立っているという、そういうふうに思ってよろしいんでしょうか。

○日本原燃株式会社（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

本日御説明させていただいた資料に、それぞれのグループ①～③までの課題ということを整理させていただいております。主立った課題については表のほうに出しておりますけれども、その課題をどういうプロセスでどういうふうに解決していくんだというところは、我々、方針を持って対応していくというところで検討を進めております。御指摘のあったように、電力さんからの支援というところが十分活用できていない部分がありまして、原燃社内でいろんな検討をやっておるんですけども、そこで時間が随分かかってしまって、電力さんにレビューしていただく時間を十分取れていない案件が中にはあるということも含めて、その今の今までの検討したところをタイムリーに電力さんにもレビューしていただくですとか、あるいは出向されて、原燃の社内にいる方もいらっしゃいますので、そういう方々は検討段階からもちろん入っていただいてやっておりますけれども、そういうところの活用をより充実させて、原燃側で検討時間を、あまり無駄な時間を使わないで、電力さんと一体となって今後もう少し効率よくやっていきたいということで、今

後の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど。

今の説明を聞くと、課題の解決はレビューがちゃんとできてないまま生煮えでやってしまいましたというところが主に聞こえてきて、我々から見ると、それはそれであるんですけど、電力の支援と言いつつも、一緒にやればいいんだし、と思っていますし、多分、課題はそれだけではきつくないんだと思っています、根本的にやるべきことがきちっと理解されていないまま、何というんですか、やるべきことをきちっと理解して、させないといけないんですよね。それで、それをチェックするのも、またそこに皆さん座っている方々が適切にチェックするというので、これは電力のチェックが、十分に時間がなかったからだけでは、僕らはないと思っていますので、今の説明が主だとすると、これはなかなかまだ課題解決、我々が本当に思っている課題解決には至りそうもないので、しっかりよく考えてやっていただきたいと思います。

○日本原燃株式会社（小田部長） 日本原燃の小田です。

長谷川さんの御指摘の点はちょっとこちらでも認識しておりまして、今回、確かにこのペーパーの中ではこういった課題がありますというところを明示しているところだけありますけども、やはり課題をちゃんと認識した上で作業は指示しないと、きちとしたあるいはできないというところは当然ありまして、遅ればせながら、やはりこの課題をちゃんと認識した上で、それでもこの課題に対してどういった作業をどの部隊がやっていくかというところをきちっと明確にしていって、これから進めていこうと思っています。

御指摘のとおり、電力さんとしては、その中で当然必要なことではあるかと思いますが、まずは社内の中でこの課題について、さらに課題をブレイクして行って、そのブレイクは再度課題が、どこの部隊がやりますかということをやちゃんと指示した上で、その指示した先がきちとした作業ができているかどうかということをや、やはりこういう面々がきちっとチェックするということが必要だというふうに思っています。ちょっと抽象的なお答えになっているかもしれませんが、やっぱり抜本的にその部分に立ち返ってきちっとやっていくことが大事だと思っていますので、御指摘の点を可能な限り払拭するというので今後進めさせていただいた上で、2月いっぱいを目処に進めさせていただくというので行わせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

いずれにしろ、前々から申し上げておりに、適切な結果を出していただければと我々は思っていますから、2月中に何とかということですから、それで結果をお示しいただければと思います。

○河本チーム員 規制庁、河本です。

これから個別の事項について確認させていただきます。本日の資料の34ページを開いてください。濃縮施設についてです。この濃縮施設につきましては、当方では大きな論点はないと認識しております。また、新規制基準対応としては、既に第1回～第3回までの設工認の認可がされておりますし、あとは、事業者のほうも経験があることから、再処理及びMOX施設の基本設計方針等の議論がなされているところではありますが、その状況にとらわれ過ぎることがなく、説明可能な項目について整理し、効率的に対応していただければと思います。今も、この課題のところに書いていただいているように、できるところはしっかりと説明していくという考えで進めていっていただければと思いますので、その考え方を説明してください。

○日本原燃株式会社（渕野部長） 日本原燃の渕野です。

今、御指摘がありましたとおりで、当初、申請のバウンダリですとか、そこら辺を明確にする必要があるというところで、全体の共通事項に係るような、申請書に何を書いて申請をしたのかと、そこを、まず御説明するのが先決だろうというふうに最初は考えて、そちらに力を入れて説明を行っておりましたけれども、実際にはこれもヒアリングの中で御指摘を受けておりましたが、技術基準の適合性を踏まえた上で申し込む場合は、認可済の設工認と、あと第5回まで分けたうちのあと残りの5回目、それと並行して出しました2A後半のカスケード、これらの申請書の間、それぞれの技術基準の適合性はどこまでが申請範囲になるのかというのを明確にするのが第一で、こちらは技術基準の適合性の説明をしていく中で、当然説明ができることであるというふうに、今、認識を改めておりますので、今年度、次の次回以降のヒアリングの中では、その技術基準の適合性、技術事項についての御説明を中心に据えて、申請のバウンダリ等に関しての御説明も併せてさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○河本チーム員 規制庁、河本です。

承知いたしました。ヒアリングはこれから行われるということと、今週にも説明資料が幾つか出てくるという認識ですので、早急に対応していただければと思います。

以上です。

○日本原燃株式会社（渕野部長） 日本原燃、渕野です。

了解いたしました。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

少しだけ補足させていただきますと、論点がないというか、濃縮については第1回から第3回の審査の中で、既にある程度の種類の部分が審査としてカバーされているということで、そことの関係を整理いただければ、今回、特に追加で審査しなきゃいけない事項というのが、基本的にはなくなってくるんだらうということでは思っているということです。その点で、これまでの3回までの申請範囲と、どう違いがあるのかということも簡単にまとめていただければ、効率的に審査ができるんじゃないかなと思っていますので、今後のその補足説明資料の中でポイントを明確にしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○日本原燃株式会社（渕野部長） 日本原燃、渕野です。

今、御指摘いただきました点を踏まえまして、対応してまいります。ありがとうございます。

○田中委員 あと、ありますか。

○津金チーム員 規制庁、津金です。

耐震設計に関わる審査において、説明のロジックを整理した資料での説明を受け、その上で説明が必要な事項、論点の抽出等の結果について今、確認しております。まだ十分でない点もあるんですけども、説明方法の一例となるものと考えていますが、事業者の認識はどうですか。説明してください。

○日本原燃株式会社（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

先日のヒアリングと申しますか、資料を提出させていただいておりますけれども、いわゆる原燃が、どういう考え方で説明したいのかというところが、補足説明資料で一部出しているものがございましたけれども、補足説明資料自体も網羅的なデータの整備になっていなかったというところは反省すべき点だと思っています。

今、御指摘いただきましたように説明のロジックをしっかりと立てて、このロジックを説明するためにはどういうエビデンスが必要なのか、設計根拠は何かというところを、そのロジックに附随して必要になってくるということが改めて整理できるということを認識しまして、その整理が、私どもちょっと足りていなかったというところが反省点でございます。

ますので、説明ロジックをしっかりと立てた上で設計の根拠、必要なエビデンスというところを整理して、補足説明資料として提出するものも整備していくということで、今後対応させていただきたいと思っております。

○津金チーム員 規制庁、津金です。

今の説明の方法については、耐震に限ったものではなくて、審査を効率的に進める上で効果的なものだと考えております。その他外部事象等、ほかの条文の適合性も含めて、当該方法を参考に説明していくようにしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○日本原燃株式会社（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

御指摘のとおりだと私どもも思っております。耐震に限らずほかの条文につきましても、論点になりそうなところというのは説明ロジックを作って、それに対するエビデンスをそろえていくということで対応してまいりたいと思います。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今、論点になりそうなところというお話がありましたけれども、基本的には全体として申請範囲については体系的に説明ができるようにしていただくということです。その意味で基本設計方針というのがあって、それが許可との整合というところで上流からつながってきて、その基本設計方針がどういうふうに具体的に展開されるのかというのが、添付書類でまた書かれるということです。その全体の流れが、文章が多くなってくると、原燃の場合、分かりにくくなってしまいうことがあって、その文がどうつながっていくのかを認識できるように整理をするということだと思っております。特にその論点になるところは当然なんですけど、ほかの部分も、そういったところで許可、基本設計方針添付書類というところでちゃんとつながっているのかということを確認していただいて、うまくつながっていないところは、そういう整理をしながら文章をしっかりと書いていくという対応を進めていただければと思います。今回、課題でも、その文章が全体的に整っているかどうかをチェックするというふうに整理されていますので、その中で必要なものというのを認識をして、対応していただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○日本原燃株式会社（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

今ほど御指摘いただいたことを踏まえまして、対応させていただきます。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど、今、いろいろ説明があった、この説明

のロジック紙を1枚で簡単にというのは、こちらから少し提案をしたところもあって、なぜ、そういうものを作っていただくかというところを、よく理解をしていただきたいというふうに思っています。

特に、この1枚の紙の中に十数行ぐらいで、結局、こういう、ある結論に導いたところの説明というのが、結局こういうことなんだよねというのが簡潔に入ってくるのが重要だと思って、そのロジックが、仮にその根拠が正しければ、この説明が成立するのかなというところをしっかりと捉えて考えていただくと。

そうすると、その根拠となるデータについても、例えば今回出してもらった地盤の話みたいなのは、ボーリングデータみたいなものを出して、いろいろ説明してもらおうんですけど、そのボーリングデータという中には相当多くの情報量が含まれているんだけど、そのロジックの中で、どの情報について説明をすべきかということ。たくさん情報の中に、必要な情報はどれかというところをしっかりと捉えて説明すれば、合理的な説明になるということなので、ボーリングデータを示して、例えばその情報全部を説明する必要もないということを理解をしていただきたいと。

なので、そこに、皆さん、そこに座っている方は、そういうことをきちっと理解をして、それで説明資料が適切かというのを、私から言わせると、一度こちらから何か提案を試みたくて、自分たちのものにしていただくということでは、中で一回、そういうことをちゃんとシミュレーションというか、練習じゃないですけど、中でちゃんとそういうことをやって、この説明でちゃんと根拠が成立している、根拠立った説明になっているかどうかというのを検証していただいて、我々に説明していただければいいのかなと。

そういう意味では、先ほど、電力とかそういうところの人というのは、そういうことに慣れているはずなので、そういうチェックの仕方もあるんだろうと思っています。

いずれにしても、合理的な説明、合理的というのは、 unnecessary 説明まで要らないということで合理的と言っていますが、必要最小限の世界で説明するためには、これでいいんだということを、中でちゃんとチェックをしていただければと。ですから、その趣旨をきちっと理解して、上手に活用していただければというふうに思います。大体、話としては分かりましたか。

○日本原燃株式会社（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

今ほど、長谷川管理官から御指摘いただきましたことを踏まえまして、原燃社内ですっきり検討して、どういうロジックで何を説明したいのかということを検証した上で、御提

出させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中委員 あと、ありますか。いいですか。

ちょっと、それでは私のほうから一言、議題の意見に関連して申し述べたいと思いますが、本日の説明内容からすると、全体像につきましては日本原燃において申請の全体計画、基本設計方針の記載範囲が整理されておらず、引き続き確認が必要と思われます。

他方で、個別の技術的観点について審査を進めていく必要がありますので、日本原燃におかれましては説明のロジックを整理し、説明すべき事項、論点をしっかり抽出しながら審査を進められるよう、必要な資料を準備してしっかりと説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の（1）はこの辺で終わりにして、次の議題（2）に移る前に出席者の入れ替わりがありますので、しばらく中断いたします。

（休憩）

○田中委員 それでは二つ目の議題、保安規定の変更認可申請につきましてのほうに移りたいと思います。

本件につきましては、今年1月29日に日本原燃より、新規制基準への適合のための変更と、また、今年4月1日から施行される線量告示の一部改正に伴う眼の水晶体の線量限度の変更のため、それぞれ保安規定の変更認可の申請手続がなされたものでございます。

本件について、資料の2でしょうか、説明をお願いいたします。

○日本原燃株式会社（溝部部長） 本日は、審査会合、ありがとうございます。日本原燃の再処理事業部の溝部でございます。本日はよろしくお願いいたします。

1月29日にこちらから申請いたしました保安規定について、その内容の御説明をさせていただきます。

再処理事業部の早海を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

それでは、資料2に基づきまして、保安規定の変更申請の概要について御説明をさせていただきます。

資料1ページ目になります。今回、1月29日に保安規定の変更申請を申請させていただいております。大きくは2種類の変更がございます。一つが、新規制基準に係る保安規定の変更申請でございます。こちらは、再処理施設と廃棄物管理施設が申請を行っております。

それとは別に、Ⅱといたしまして、線量告示の一部改正に伴う保安規定の変更認可申請ということで、こちらは再処理施設、廃棄物管理施設、ウラン濃縮加工施設、廃棄物埋設施設の4施設について保安規定の変更申請を申請させていただいております。

それぞれについて、以下、変更申請の概要について御説明をさせていただきます。

2ページ目になります。こちら、新規制基準に係る保安規定の変更申請について説明をするものになります。

3ページ目です。新規制基準に係る保安規定の変更申請の概要になります。1ポツにあります、令和2年7月29日付で許可をされました再処理事業変更許可の内容を踏まえて、再処理事業所再処理施設保安規定の一部を変更をさせていただきます。

それから同様に、令和2年8月26日付で許可をされました廃棄物管理事業変更許可の内容を踏まえまして、同じく廃棄物管理施設の保安規定の一部を変更させていただきます。

上記のほか、作業管理に係る計画の運用の適正化、それからガラス固化体受入れ計画作成時の貯蔵ピットの空き容量の確認の運用廃止等につきまして、新規制基準以外の変更といたしまして、併せて実施をさせていただいております。

4ページ目になります。こちら、新規制基準に係る事項についての変更の内容の考え方について、記載をしたものでございます。

(1)の事業変更許可要求事項の段階的反映についてということで、新規制基準に係る保安規定の変更認可申請については2段階で行うということで考えてございます。初回の変更では、新規制基準への対応の反映のうち、工事等が必要な設備による対応を要しない運用に係る事項を反映するというように考えてございます。

第2段階で反映する事項といたしましては、以下のような3分類ございまして、①が設計基準の一部や重大事故等に係る事項など、工事等が必要な設備による対応を要する事項、②で設計及び工事の計画の認可を受けて明確となる措置の運用に係る事項、③で新規制基準に適合させる対策を早期に完遂させるため、第2段階にて反映するとした事項、この大きく3分類のものを第2段階で反映するというように考えてございます。

それから(2)で事業変更許可申請書の変更内容の反映手順につきましては、事業変更許可の中で運用に関する事項を抽出をし、それを保安規定に反映する内容を整理した上で、設工認申請と関係があるもの等、そういったものを整備して、反映の時期の検討を行ってございます。

その結果として今回、初回の変更申請を申請させていただいております。

それから(3)で事業間の規定の整合性についてということで、再処理施設と廃棄物管理施設、今回、2方の新規制基準に係る保安規定を変更させていただいておりますけれども、これらが同じ事業所内に立地するということを踏まえ、外部火災、それから火山影響発生時等の外部衝撃、その他、内部火災ですとか、通信連絡設備等の両施設の保安規定へ共通して規定する項目については、施設固有に実施する事項を除いて同一の運用となるように規定をするという形で、保安変更申請のほうを作成してございます。

それから5ページ目です。5ページ目以降に、事業変更許可において保安活動として実施するとしたものについて、それを項目別に整理をするとともに、保安規定の反映時期、反映予定を申請時期として、表の形で整理をしてございます。

表1は、再処理事業の新規制基準に係る反映事項になってございます。下の注釈にございます、今回、表の中で赤字で示している部分について、今回初回の変更申請において反映した事項を示してございます。

注2で申請時期のところ「第2段階」と記載しているものの後に、丸数字を記載してございます。そちらは、先ほどの4ページの考え方で示しました第2段階で反映する事項について、どの分類に該当するかということに記載したものになってございます。

5ページ目でいいますと内部火災の2段目になります水素漏えい検知器等に係る運用ですとか、外部衝撃(火山)の降下火砕物用フィルタの追加設置に係る運用につきましては、設備の設置、それから資機材の配備等を踏まえて運用を行うということで、第2段階①という分類にさせていただきます。

それから、内部火災の火災区域、それから火災区画に係る運用、こういったものについては、今後の設工認の中で、そういった火災影響評価等が明確にされると、申請をした上で確認をされて、それに基づいて運用が決まっていくということで、第2段階の②という形で整理をしてございます。

その他、外部衝撃(竜巻)の車両入構管理竜巻警報発令時の車両の固縛・退避等につきましては、今後の安全性対策工事等の進捗を踏まえまして、第2段階で反映する③の事項として整理をさせていただきます。

それから、注釈の3です。申請時期のところにアスタリスクを記載しているものにつきましては、再処理施設と廃棄物管理施設とで記載の整合を図った項目のほうを示してございます。

以上のような整理を6ページ目以降、再処理施設が全部で7ページの表、それからページ

12になります。12ページのほうに表2として、廃棄物管理についての新規制基準に係る反映事項のほうを、同様に整理をしてございます。

それから、15ページになります。こちら、今回新規制基準以外の変更として変更させていただいた事項になります。

(1) で再処理施設の作業管理に係る計画の運用の適正化ということです。変更内容といたしましては、実施に当たって関係職位との協議、核取主任者への報告等を行う工事の対象を、現行の「改造」という表現から、新検査制度での適用範囲の拡大を考慮いたしまして「適用の対象と判断した工事」という形で、そちらのほうに表現は変更させていただきたいと思っております。

それから2点目で、安全上重要な施設の安全機能に係る作業に対して策定する作業計画のうち、安全委員会における審議対象とする対象につきましては、先ほどの第3項とつながりを明確にするという観点で、表現を修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから(2)が廃棄物管理施設のガラス固化体受入時のガラス固化体を他のピットへ移動可能なことの確認の運用の廃止ということです。こちら、廃棄物管理施設の保安規定第13条第2項に定めております、ガラス固化体の受入れ計画の作成時の貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての点検、工事等が必要となった場合に備えて、ほかのピットに移動できるということを確認をしておくということを記載しておりますけれども、この運用の記載を削除したいと考えてございます。

変更理由のほうにつきましては右側のほうに記載がございましており、これまでは人が立ち入って点検保守をするということで考えてございましたけれども、遠隔により点検ができるように措置を講じていること。それから、もし、点検の結果として補修等が必要となった場合については、ガラス固化体をほかの貯蔵ピット、あるいは他の適切な場所に移動させることで、補修対象の貯蔵ピットを空にすることができるということがございます。

これらにつきましては、現行の保安規定第25条の作業管理に基づき、適切に管理された状態で実施することができるということで、本規定については削除しても保安上問題がないというふうに考えてございます。

その他、記載の適正化ということも、併せて実施してございます。

それから、16ページ目です。線量告示の一部改正に伴う保安規定の変更申請ということですので。詳細につきましては17ページのほうに記載してございます。

こちら、いわゆる線量告示の一部改正が、2021年4月1日より施行されるということで、関連する施設4施設につきまして、保安規定のほうを変更してございます。

具体的には、各施設の保安規定で定める放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を5年につき100mSv及び、1年につき50mSvという形で告示に定められる限度を反映するというものになってございます。

なお、附則の記載につきまして、審査会合に先立つヒアリングの中でちょっと確認をさせていただいて、改正をしたほうがよいというふうに判断してございますので、記載の適正化について審査会合後、速やかに一部、保安規定の一部補正を行わせていただきたいと思いますと考えてございます。

説明は以上です。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等があればお願いいたします。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

今回申請のありました新規制基準対応の保安規定の変更認可申請について、何点か確認させていただきたいと思います。

まず、本日の説明で、この新規制基準対応については2回に分割されて申請されるということが説明されたと思います。この中で、資料の4ページ目で(1)、その中でこの分割の考え方が示されており、本日も説明があったと思うんですけども、2回目のところで工事等が必要な設備による対応を要するものであったり、この設工認を受けて明確になるといったところで、この工事等が必要な設備による対応、それに伴って密接に関わっている部分は工事が必要な設備による対応ではないけれども、2回目にされるというふうに認識をしまして、1回目のところで、今回の申請の中で工事等が必要な設備による対応を要しない運用に係る事項をされると説明はありましたけれども、これは一部であって、それ以外の設工認に係る部分については2回目で申請されるということで理解はよろしいでしょうか。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

今、お話のございましたとおり、今回、第1段階の変更申請の中では、今、現時点でできる運用というふうに考えてございます。

できないものといまして、①の工事をして新たな設備を設置した上で運用が可能と

なるもの、あるいは今後、資機材の配備というのを行っていきますので、そういった運用を行う上で必要な設備と、そういったものが整った段階で、その運用が可能となるものについては、第2段階で反映をさせていただきたいと。

それから、その他に、設工認の中で今後審査を受けた上で、その中で運用等が、その結果に応じて運用等が確定をしていくものがあると考えてございます。火災防護の火災区画、火災区域、そういったものに基づく運用、火災影響評価等に基づいた可燃物の管理とか、火災区域等を維持するための設備の管理、そういったものは、設工認の認可を受けて実施が可能となるというふうに考えてございます。そういったものについても第2段階で反映するというところで考えてございます。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

大枠としての考え方については理解いたしました。今回、資料において説明されていて、工事等が必要な設備による対応を要しない運用に係る事項というふうに書かれていますが、これは一部であるということも理解いたしました。

また、表1から表2にかけて、具体的な事項もある程度示されているとは思いますが、この表については「等」というような丸めている記載も一部ございますので、今後の説明の中で、こういったところは明らかにしていただけて整理をしていただきたいと思いますと思っています。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

御指摘のとおり、表につきましては全ての項目をちょっと書き下すことができていない関係もあって、ある程度まとめたような記載をさせていただいているところがございます。その辺の詳細につきましては、今後のヒアリングの中で御説明をさせていただければと思います。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

続いて事業間の整合性についてなんですけれども、今回、再処理施設と廃棄物管理施設について、この変更申請をされているんですけれども、この4ページの(3)である程度説明はされているとは思いますが、この「施設固有に実施する事項を除き」ということで、施設それぞれで考えていることがあり、その運用についての記載は整合するところではなく、それぞれに運用を考えるんですといったところがあるかと思っています。

この部分について、今回の資料ではこの記載だけですので、もう少しだけ具体的に説明をいただけますでしょうか。考え方についてですね、説明をいただけたらと思います。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

今回、再処理施設と廃棄物管理施設、両施設同時にその保安規定のほうの変更をさせていただいてございます。保安規定の変更内容、検討するに当たっては、先ほどお話がありましたように、両施設で共通する部分については実際の運用面、それからその後、関連する部署の社内文書等の策定等を踏まえまして、できる限り同一のような形、項目ですとか規定項目、それから内容になるように配慮をして、保安規定の変更のほうをしてございます。

その上で、事業許可の中でも、一部それぞれの施設、施設の特徴といいますか設計を踏まえて対応が異なってくる部分等がございます。そういった部分については、それぞれ固有の対応となりますので、一部、そういったところでの記載が異なっているということで、先ほどの4ページの「施設固有に実施する事項を除き」ということで記載をさせていただいてございます。

一例で申しますと、外部衝撃の火山の対応の中で、再処理施設につきましては火山影響の、制御室の居住性を確保するために換気設備の切替え等を行うということで、そういった対応を実施するんですけども、廃棄物管理施設につきましてはそういった設備構成となっていないところもあって、運用面、必要な監視等ができるような措置を講じるという形で、若干そういった部分での差異が出てくるということ。そういったことを考えながら保安規定のほうを、変更案のほうを検討してございます。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

今、御説明があったとおり、もちろん許可での適合性を示す規則基準であったり解釈といったところも、施設それぞれで特徴があり、違ってくると思っておりますので、この部分について、大きくはこの部分について差分があって、それはそれぞれに考えられているということで理解いたしました。

こちらのほうの説明についても、表1の中で、米印で申請の時期のところを示されているものの、これも反映事項の項目が幾つか複数にまたがっている部分であったりとか、また先ほどと同じように「等」で丸められている部分がありまして、実際はこの一部に対して整合する部分があったり、また別で施設特有のものがあつたりというところがあるかと思えます。こういったところも、今後の説明の中ではきちんと展開をされて、整理をされて提示いただきたいと思っておりますので、対応をお願いします。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

両施設で共通する部分につきまして、共通して反映した項目につきまして、共通する部分と、それから施設固有で規定している部分、それらがどういった理由で施設固有になっているか、そういったところを整理して、今後のヒアリングの中で御説明をさせていただきます。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

続いて、新規制基準対応の部分ではあるものの、今回新規制基準への対応以外の部分も変更されるといった説明があったかと思えます。資料の中では15ページで説明をされています。こちらについては、新規制基準での追加項目とかではなくて、事業者の方が自分たちの考えに基づいて変更される部分というふうに認識しておりまして、こちらの部分も新規制基準対応ではなくて一部変更されるということですが、しっかり説明はしていただきたいと思っています。

今回、15ページに、概要としては変更内容や変更理由というところを説明はされているものの、事業者の考え方、今回の変更についての考え方であったり、安全確保の観点での妥当性であったり、そういった部分はきちんと説明していただく必要があると思っていますので、こちらも今後、その考え方等を示していただく必要がありますので、対応をお願いします。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

この15ページの記載している項目につきましては、新規制とは直接関わらず、保安活動の実施状況ですね、これまでの実施状況を踏まえて、事業者として変更させていただきたいというふうに考えている項目でございます。

そちらにつきましても、変更の妥当性、変更することで保安上、支障がないということについて必要な情報等を整理した上で、ヒアリングの中で御説明をさせていただきたいと考えております。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

本規定の変更申請の全般にわたってなんですが、一部、眼の水晶体の変更の部分につきましては、既に一部提示されているところがございますが、こちら、変更については審査基準への適合性であったり、許可への整合性というものをきちんと説明していただく必要がありますので、こちらも今後、きちんと整理されたものを御提示いただきたいと思いますので、対応をお願いします。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

新規制基準に係る保安規定変更につきましても、保安規定の審査基準への適合性、それから事業許可への整合、許可に整合していること、そういったものについての説明資料を作成した上で、ヒアリングの中で御説明をさせていただきたいと考えてございます。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

全般、ちょっと補足になりますけども、御説明いただいて今、藤原から幾つか確認させていただきましたけれども、全般として大きな論点があるとは思ってませんで、説明として、先ほどの設工認であれば補足説明資料という形で、一通り論点も含めて整理をさせていただくということになっておりますけれども、保安規定のほうもヒアリング資料として細かいところまで整理をしておいてくださいということにして、水晶体のほうは、ある程度先日、資料提示をいただいて、ヒアリングで最終確認をさせていただければという断面に来ていると思っているんですけども、新基準適合のほうが、まだ資料提示がしていただいてないということがありますので、その際に、先ほどの話のあったところも含めてまとめていただければというところでございます。

その点では15ページの、新規制基準以外の対応ということではありますけど、内容としては第5条のところ、これは品質管理の条文ですかね、といったところと、その下のほうも第25条作業管理ということで、どちらも先日認可しました検査制度の改正に伴って体系整理をするといった関係でまとめられた条文ですので、その際に整理されてもよかったような話だと思いますので、その点で妥当性とは言いましたけども、その体系の中でしっかりと対応できるということが整理されていけばいいんだろうと思っていますので、補足説明、ヒアリング資料としてですね、しっかりと分かるようにしておいていただければと思います。よろしくお願いします。

○日本原燃株式会社（早海課長） 日本原燃の早海でございます。

今、頂きましたように、新規制基準につきましては全体的に説明資料のほうを整理をして準備を、ヒアリングで御説明をさせていただくと。

それから、新規制基準の件につきましても、前回、新検査制度の保安規定の変更で変更させていただいたところと関係する部分もございますので、その辺も整理をした上で、その中で対応ができていうか、そういった変更も踏まえた上で、今回変更をしているというところもございますので、その辺を整理した上で御説明をさせていただきたいと思っております。

○田中委員 あと、ありますか。よろしいですか。

それでは私のほうから最後に一言、二言、申し述べたいと思いますが、本日、保安規定の変更認可申請の概要が説明され、眼の水晶体に係る変更については、概ね内容の理解ができたと思います。

新規制基準に対する変更につきましては、分割の考え方、事業間の整合性、許可または審査基準への適合性に関わる資料提出状況についての議論があったところでございます。

日本原燃においては、本日の指摘を踏まえ、審査に必要な資料を準備して、しっかりと説明していただきたいと思います。

また、規制庁のほうでは、引き続き必要な確認を進めていただきまして、何かあれば議論したいと思います。

あと、よろしいでしょうか。

じゃあ、よろしければ、これを持ちまして本日の審査会合を終了いたします。ありがとうございました。